入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年１１月２０日

独立行政法人日本芸術文化振興会
国立能楽堂長　中尾　健一

１．調達概要

（１）件　　名　令和９年度国立能楽堂建築設備等総合管理業務委託
（２）履行場所　東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目１８番１号（国立能楽堂構内）
（３）概　　要　本件は、国立能楽堂内の建築設備等について、安全かつ良好な状態を維持するために、継続的な運転・監視・点検等の保守業務を委託するものである。
（４）履行期間　令和９年４月１日（木）から令和１０年３月３１日（金）まで

２．競争参加資格

（１）独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第１６条及び第１７条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格において、令和８年度の「役務の提供等」における営業品目「建物管理等各種保守管理」で「Ａ」、又は「Ｂ」等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。）。なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者は、同等級の認定を受けている者とみなす。
（３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
（４）競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から競争執行の時までの期間に、独立行政法人日本芸術文化振興会、文部科学省又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けていないこと。
（５）入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。
（６）平成２８年度以降に延床面積５，０００㎡以上の建築基準法別表第一（い）欄（一）項に掲げる建築物、かつ受変電設備を有する施設において、常駐して建築設備等の運転及び保守管理業務を、元請として、１２か月以上継続して請け負った実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）（契約期間中のものを除く。）
（７）東京都、千葉県、埼玉県又は神奈川県に本店、支店又は営業所が所在すること。
（８）分任契約担当役が別に指定する反社会的勢力に該当しない旨の誓約書に誓約できる者であること。

（９）仕様書に記載された条件を全て満たす技術者を配置できること。

３．入札手続等

（１）契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒１５１－００５１　東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目１８番１号

独立行政法人日本芸術文化振興会　国立能楽堂事業推進課事業推進係　佐藤

電話番号　０５０－１７４１－３９３７（直通）

（２）入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書は、令和８年１１月２０日（金）から独立行政法人日本芸術文化振興会ＨＰ（トップページ＞調達情報＞入札情報一覧）又は上記（１）にて交付する。入札説明書の交付は無料とする。

（３）申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和８年１１月２０日（金）から令和８年１２月１８日（金）午後５時まで

上記（１）に持参又は郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

※（１）～（３）の受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前１０時から午後５時までとする。

（４）競争執行の日時及び場所

令和９年１月８日（金）午後２時

東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目１８番１号

独立行政法人日本芸術文化振興会　国立能楽堂１階　第２会議室

４．その他

（１）手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金　免除

（３）入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、その他独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第１６条第１項各号に掲げる入札並びに郵便による入札、電子メールによる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

（４）誓約書の遵守　上記２．（８）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約に反することとなったときは、当該者の入札を無効とし、落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

（５）落札者の決定方法　独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第６条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

（６）契約書作成の要否　要

（７）関連情報を入手するための照会窓口　上記３．（１）に同じ。

（８）一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２．（２）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記３．（３）により申請書及び資料を提出す

ることができるが、競争に参加するためには、競争執行時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

（９）「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（独立行政法人日本芸術文化振興会ＨＰトップページ＞調達情報）を参照の上、その内容について同意了承すること。
（ 参照：https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html ）

（１０）詳細は入札説明書による。